

# 宿泊税に関する勉強会資料

---

1. 長野県や他のスキーリゾートにおける事例
2. 宿泊税とその他観光税の関係について
3. 宿泊税導入の論点
4. 考えられる設計パターンの比較

## **長野県や他のスキーリゾートにおける事例**

---

# 長野県が導入しようとしている宿泊税

- 長野県では2025年3月12日に「宿泊税」を導入するための条例案などが可決・成立し、現在総務大臣の同意待ちの状態となる。
- 長野県としては、2026年6月からの施行を予定している。

|       |                                                                                                                                  |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 納税義務者 | 長野県に所在する以下の施設に宿泊する者 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 旅館業法に規定する旅館・ホテル・簡易宿所</li><li>・ 住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設（民泊）</li></ul> |
| 課税客体  | 宿泊行為                                                                                                                             |
| 税率・税額 | 定額300円（制度開始3年間は200円）                                                                                                             |
| 免税点   | 6,000円未満の宿泊料金（素泊まり・税抜き）は非課税                                                                                                      |
| 課税免除  | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 幼稚園～大学の教育・研究活動として宿泊する場合</li><li>・ 保育所等の行事として宿泊する場合</li></ul> （※学校・施設長の証明が必要）             |
| 市町村配分 | 徴税経費等を除く税収の最大1/2を交付金として交付                                                                                                        |

# 長野県が導入しようとしている宿泊税：市町村との租税調整の仕組み

- 村側の課税が150円以上になる場合は県税額は150円固定となり、村側の課税が150円未満になる場合は県税額は300円－村税となる。  
(ただし、最初の3年間は、村側の課税が100円以上になる場合は県税額は100円固定となり、村側の課税が100円未満になる場合は県税額は200円－村税となる。)

| 長野県宿泊税条例の仕組み |         |              |
|--------------|---------|--------------|
| 条件<br>(村税額)  | 県税額     | 合計額<br>(県＋村) |
| 150円以上       | 150円固定  | 村税＋150円      |
| 150円未満       | 300円－村税 | 常に300円       |

## (長野県宿泊税条例)

第5条 宿泊税の税率は、1人1泊につき300円とする。

2 前項の規定にかかわらず、市町村宿泊税・・・を課する市町村（以下この項及び同条において「特定市町村」という。）の区域内に所在する宿泊施設における宿泊に係る宿泊税の税率は、次の各号に掲げる宿泊の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 特定市町村が課する市町村宿泊税の額が、1人1泊につき前項に規定する額に2分の1を乗じて得た額以上である宿泊  
1人1泊につき同項に規定する額に2分の1を乗じて得た額
- (2) 特定市町村が課する市町村宿泊税の額が、1人1泊につき前項に規定する額に2分の1を乗じて得た額未満である宿泊  
1人1泊につき同項に規定する額から、当該特定市町村が当該宿泊に対して課する市町村宿泊税の額を控除して得た額
- (3) 特定市町村の条例の規定の適用（免税点に関する規定が適用され、かつ、免税点に関する規定以外の規定が適用されない場合に限る。）により、特定市町村の市町村宿泊税が課されない宿泊  
1人1泊につき前項に規定する額
- (4) 特定市町村の条例の規定の適用により、特定市町村の市町村宿泊税が課されない宿泊（前号に該当する宿泊を除く。）  
1人1泊につき前項に規定する額に2分の1を乗じて得た額

# 北海道倶知安町における宿泊税

## 自治体の基本情報

- 人口：14,674人,面積：246.34km2（2024年版「倶知安の統計」）
- 年間観光入込客数：1,304千人、宿泊客数：299千人、宿泊述べ数869千。（2024年版「倶知安の統計」）
- 隣接するニセコ町、蘭越町の3町で観光デスティネーションとしてのニセコエリアを形成。インバウンドのスキー客に人気が高く、町内にあるニセコひらふ地区はニセコエリアのメインリゾートとして知られる。観光業、農業が主要産業。

## 宿泊税の基本情報

- 導入目的**：倶知安町が世界に誇れるリゾート地として発展していくことを目指し、地域の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に充当すること
- 特徴**：市町村では全国で初の導入、唯一の定率

|       |                                                                                                                             |                                                                      |
|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------|
| 納税義務者 | ・ 旅館業法に定める旅館業を営む施設への宿泊者<br>・ 住宅宿泊事業法に基づく住宅宿泊事業を営む施設への宿泊者                                                                    |                                                                      |
| 課税標準  | 1人当たりごとに宿泊料金を計算する場合：1人の宿泊料金<br>1部屋当たりごとに宿泊料金を計算する場合：1部屋の宿泊料金<br>1棟当たりごとに宿泊料金を計算する場合：1棟の宿泊料金<br>※ 宿泊料金は食事代、消費税、入湯税等を除く素泊まり料金 |                                                                      |
| 税率    | 100分の2（2パーセント）<br>※ 課税標準 × 2パーセント = 宿泊税                                                                                     | <b>町税および道税として3%で徴収した税額から、1人1泊の宿泊料金に応じて100～500円で徴収する道税額分を控除した額に変更</b> |
| 課税免除  | ①幼稚園、小学校、中学校、高校の修学旅行や研修旅行に参加する幼児、児童、生徒及び教員<br>②倶知安町で職場体験又はインターンシップのために宿泊料金を支払って宿泊する中学生、高校生、専門学生及び大学生                        |                                                                      |
| 徴収方法  | 特別徴収<br>※ 宿泊施設の経営者が、宿泊者から税金を預かり、1ヶ月分をまとめて翌月末日までに倶知安町に申告して納める                                                                |                                                                      |

# 北海道倶知安町における宿泊税：導入後の状況について

- 2019年度に、宿泊税導入を見据え既存の観光振興計画をバージョンアップする形でマスタープランを策定した。
- 同時に観光協会をDMO化し、DMO主導でマスタープランに基づく、柔軟且つ実質、即時・即応的な観光振興が展開されるようになった。

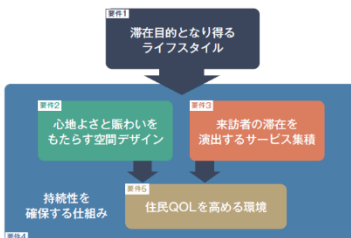


## 》はじめに

- 倶知安町は、高度経済成長期の頃よりスキー場・リフトの整備が進み、更に2000年代以降のインバウンド取り込みを経て、国際的な観光リゾート地域となっている。
- 一方で、コンドミニアム投資の大型化やスプロール化の進行、施設の増加や観光客増加に伴う交通障害等の問題が生じている。また、冬季とその他の季節では集客力に大きな差が存在し、通年での雇用が難しくサービスオリティの低下等の課題もあり、通年型リゾートの達成が必要である。
- 本マスタープランは、上記課題を踏まえ、観光地として目指すべき将来像を示すとともに、それを実現するために必要な方策を「国際競争力を持つリゾートの要件」として整理されている5つの要件に照らして、整理した。

### 5つの要件

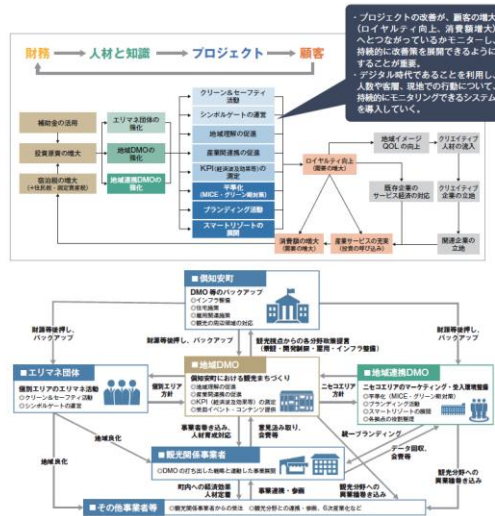
1. 滞在目的となり得るライフスタイル
2. 心地よさと賑わいをもたらす空間デザイン
3. 来訪者の滞在を演出するサービス集積
4. 持続性を確保する仕組み
5. 住民のQOLを高める環境



出典：世界が訪れたい観光地づくりに向けた高度化計画策定等事業（経済産業省、2018）

## 》役割分担、ロードマップ

- 観光振興により、地域で得られる税などを元に、DMOやエリアマネジメント団体といった観光関連団体の強化を行い、民間からの投資や人材の流入につなげていき、観光を軸とした持続的な地域発展の仕組みを構築する。
- これらの仕組みについて、各要素を代表性をもって代替出来、かつ、定期的に計測できるような事項を見つけ、KPIを設定する。



# 北海道と倶知安町における調整について

- 北海道が2026年度からの導入を予定している宿泊税では、1人あたりの宿泊料金に応じて段階的に定額を課税する「定額制」と呼ばれる制度が採用されているところ、定額と定率の混同が課題となった。
- 北海道と倶知安町は、下記のとおり条例を改正し、実質的に倶知安町内の宿泊行為については、3%が課税される事になっている（総務大臣の同意取得前）。

## 北海道条例 (2025/7/4)

(税率)

第5条 宿泊税の税率は、宿泊者1人1泊について、次の各号に掲げる宿泊料金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 2万円未満のもの 100円
- (2) 2万円以上5万円未満のもの 200円
- (3) 5万円以上のもの 500円

## 倶知安町 (2025/6/23)

(税率) 除

第7条 宿泊税の税率は、100分の3とする。

(税額控)

第7条の2 宿泊税の納税義務者の前2条の規定を適用した場合における宿泊税の額から、次の各号に掲げる宿泊者1人1泊についての宿泊料金の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除するものとする。

- (1) 2万円未満のもの 100円
- (2) 2万円以上5万円未満のもの 200円
- (3) 5万円以上のもの 500円

(特別徴収義務者のための納入)

第11条の2 町は、第7条の2の規定により控除されるべき金額で同条の規定による宿泊税の額の計算上控除することができなかった金額があるときは、当該宿泊税の納税義務者が北海道宿泊税条例（令和6年北海道条例第83号）第3条の規定により課される税の額のうちその控除することができなかった金額に相当する金額を、法第20条の6第1項の規定により当該宿泊税に係る北海道宿泊税条例第7条第1項に規定する特別徴収義務者のために納入するものとする。

2 前項の規定による納入が行われた場合において、町長は、当該納入により同項に規定する特別徴収義務者に対して生じる債権を放棄する。

**町税および道税として3%で徴収した税額から、1人1泊の宿泊料金に応じて100～500円で徴収する道税額分を控除した額が町税となる**

**宿泊料金が3333円以下の場合、税額が道税の最低額100円未満となるため、町が不足分を道に支払う**

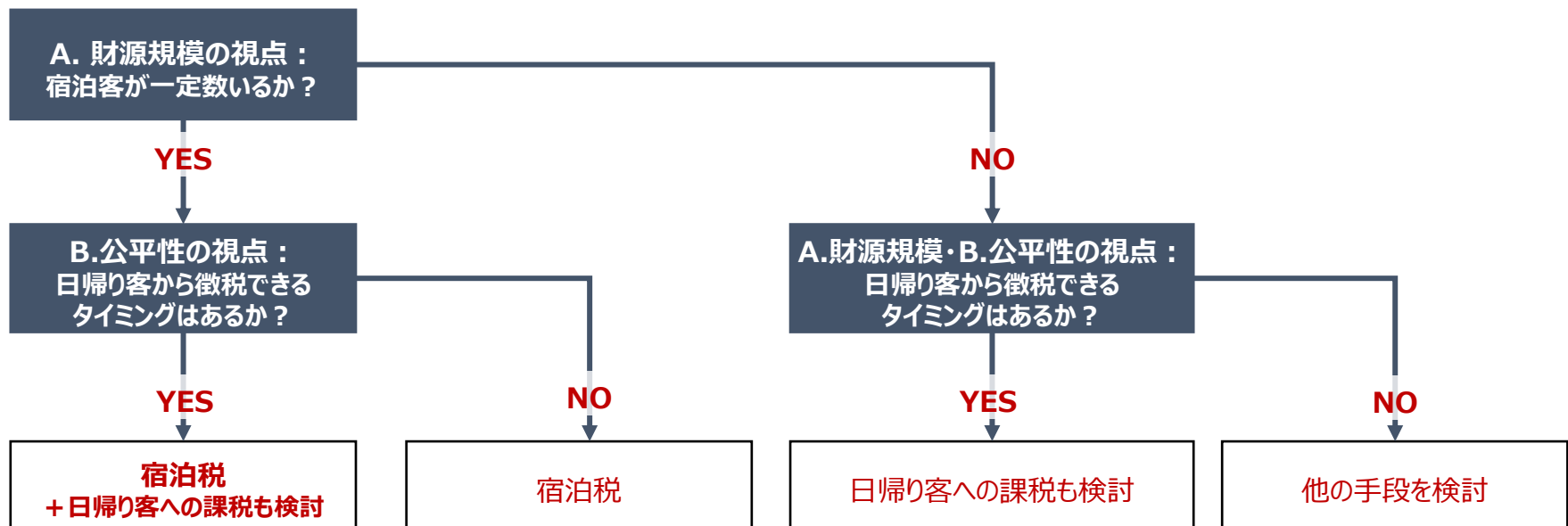
## **宿泊税とその他観光税の関係について**

---



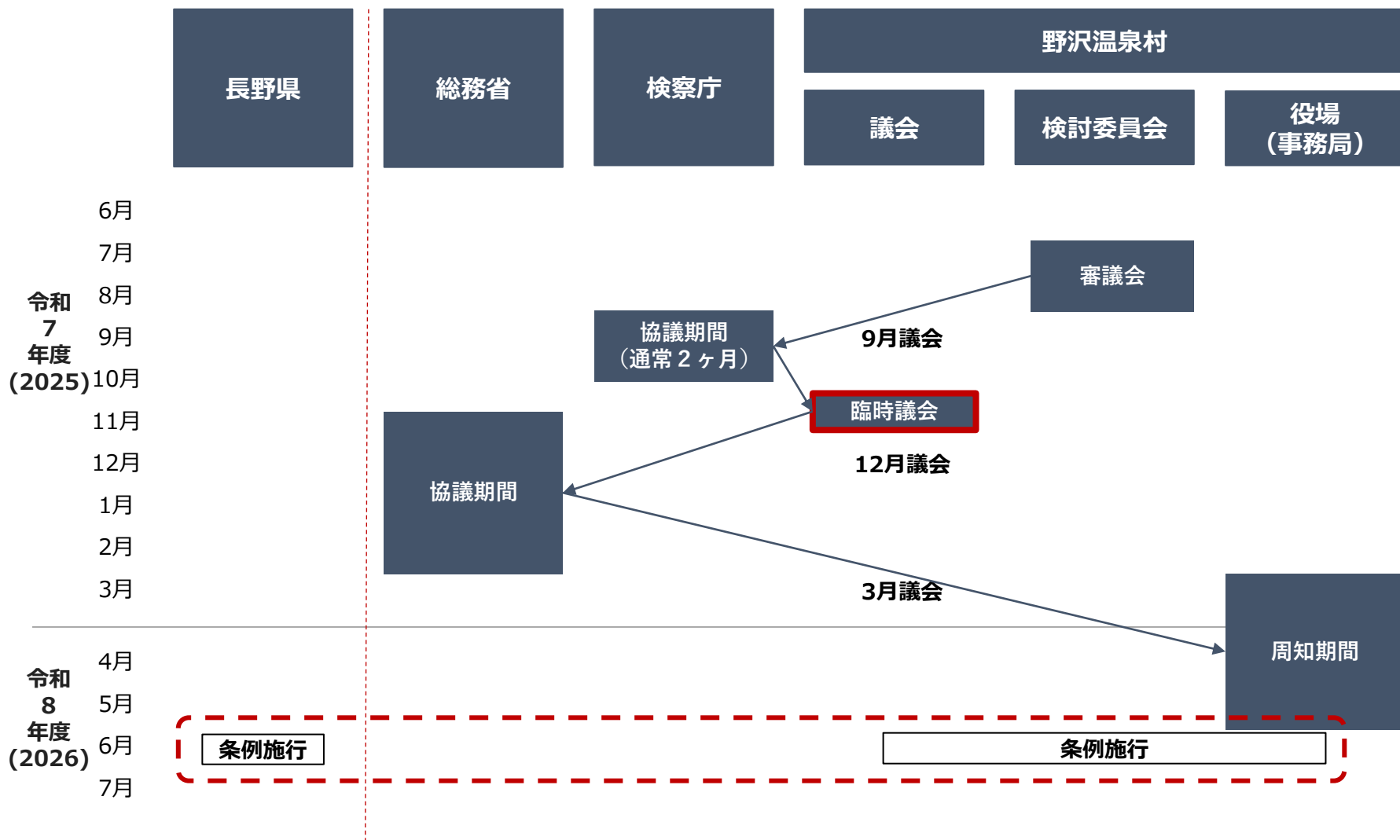
# 宿泊税を優先的に検討するべきと考える理由について

- 宿泊客が比較的多いエリアにおいては、観光振興を目的とした財政需要を負担すべき「来訪者」と「宿泊客」との重なりが大きいため、まずは「宿泊客」に負担してもらう設計（≡宿泊税）が重要となる。
- 以下に掲げる理由から、実行可能性の観点からも宿泊税が最有力候補となる。
  - 海外において「一般的」であり、インバウンド客への理解が得られやすいこと
  - 数千円から数万円の消費となる宿泊行為が課税客体（課税対象となる行為）となり、一定の担税力があること
  - 徴税システムを構築することが現実的に可能であること
  - 中長期的に安定的な税収が見込めること
  - 長野県で導入が予定されている宿泊税と同種類であること



# 宿泊税導入の全体スケジュール（イメージ）

- 長野県における宿泊税条例の施行のタイミングと揃えるためには、下記のようなスケジュールで進めていく必要がある。



## 宿泊税導入の論点

---

# 宿泊税を導入する場合の設計のポイント

1

## 定額・定率

定額だと宿泊人数を増やすことで税収が増えていき、定率だと宿泊単価を上げれば税収が増えていく。

2

## 税率

「総務大臣の同意」の要件の1つ「著しく過重な負担となっていないか」に関係する。

3

## 課税免除・免税点

「公平性」と対立するが、公益上課税を不相当とする場合においては、課税をしないことができる。

長野県は、6000円未満を免税、教育関連を課税免除とした。

4

## 県税との調整（定率の場合：県税内包型か？県税上乗せ型か？）

北海道・倶知安町においては、当初北海道による適用除外型を採用していたが、総務省からの指導等も踏まえて倶知安町における県税内包型を採用したと考えられる。

※具体的な用途やガバナンス（管理体制）等についても議論が必要

# 定率型・定額型の選択

- 定率型と定額型の宿泊税にはそれぞれ特徴があるところ、地域の特性に応じて選択することが重要となる。
- <宿泊税設計に関連する野沢温泉村の特性>
  - 宿泊施設の多様性：民宿・旅館・コンドミニアムロッジ等の多様な種類、幅広い価格帯
  - 冬季繁忙／夏季閑散の季節変動が大きい
  - 外国人観光客の来訪が増え、高単価層の伸長もみられる

|             |          | 定額制<br>→導入の容易性や徴収額の明確性を重視する場合、定額制が望ましい。           | 定率制<br>→垂直的公平性や税収の伸長性を重視する場合、定率性が望ましい。         |
|-------------|----------|---------------------------------------------------|------------------------------------------------|
| 税収額         |          | △<br>・単価の向上はあまり税収に影響しない                           | ○<br>・宿泊客数と単価が向上すれば税収も増える                      |
| 観光客の負担      |          | △<br>・安価な宿泊費に対しては負担が大きい<br>・質（単価、季節性）が変わっても支払額は同じ | ○<br>・観光客の単価に対応した税額<br>・質（単価、季節性）に応じた支払額       |
| 事業者の負担      | 徴収のタイミング | △<br>・決済時でもチェックアウト時でも徴収可能                         | △<br>・決済時のみ徴収                                  |
|             | 算出       | ○<br>徴収額が一律でわかりやすい                                | △<br>税額が一律ではないため算出が必要<br>(食事代が含まれている場合の宿泊費の算出) |
|             | オフ期の負担軽減 | △<br>価格調整による需給バランスの確立を阻害する                        | ○<br>価格調整による需給バランスの確立を阻害しない                    |
| 先行事例との親和性   |          | ○<br>・国内事例は多い                                     | △<br>・国内事例は少ないが海外は一般的<br>(インバウンドに説明しやすい)       |
| 社会・経済状況への対応 |          | △<br>インフレやデフレなどに対応できない                            | ○<br>経済状況に適応                                   |

# 税率の設定

- 法定外税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準\*  
→「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること」については、「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし」とは、実質的に見て国税又は地方税と課税標準が同じである場合を含むものであり、「住民の負担が著しく過重となること」とは、**住民（納税者）の担税力、住民（納税者）の受益の程度、課税を行う期間等から判断して明らかに、住民の負担が著しく過重となると認められることをいうものである。**

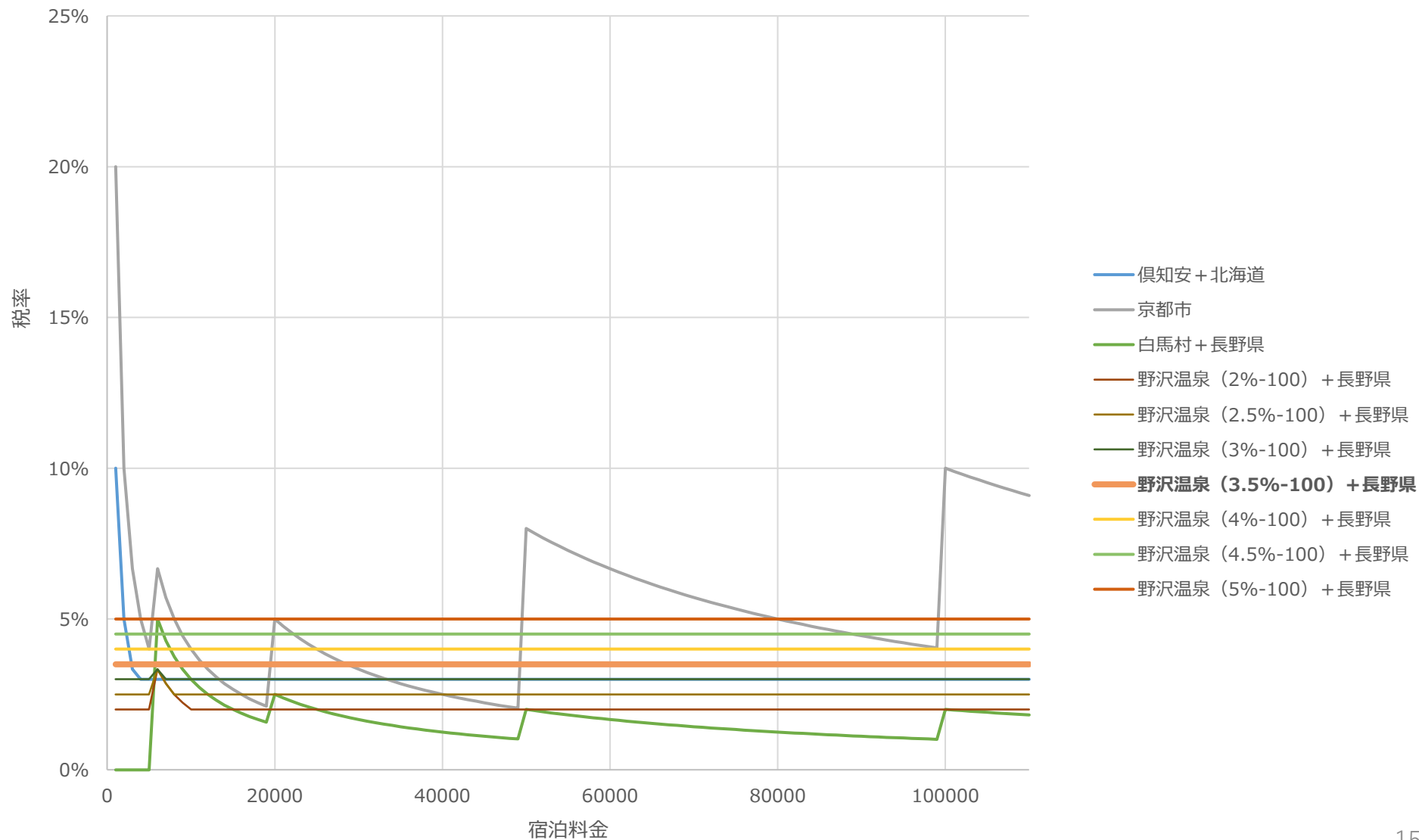
## 倶知安町導入時（2%）の総務大臣による判断

- ・ 住民の負担という観点からは、宿泊行為に課される消費税の税率は10%（平成31年10月1日以後）であり、倶知安町宿泊税の税率2%と併せると納税義務者の税負担額は宿泊料金の12%となる。
- ・ 宿泊行為は、消費税引上げ後における低所得者に配慮した軽減税率対象項目ではない中、倶知安町宿泊税により追加的負担となる2%という税率は、1人1泊当たりで見た場合、オフシーズンで8割を占める1万円未満の宿泊料金だと200円未満の金額、ハイシーズンで8割を占める3万円未満の宿泊料金だと600円未満という金額であり、著しく過重とまでは言えないと考えられる。また、より高額な宿泊料金に対してもその担税力に応じて課されるものであることから、著しく過重な負担とまでは言えないと考えられる。
- ・ さらに、12%という税率を見ても、海外においては、宿泊行為に課される税率が、多くの国で10%を超える税率での課税が行われており、高いところでは20%を超えている例もあることを踏まえると、著しく過重とまでは言えないと考えられる。
- ・ したがって、「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること」には該当しないと考えられる。

出典：総務省「北海道倶知安町「宿泊税」の新設について - 3.同意要件との関係」  
([https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000614902.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000614902.pdf))

## (参考) 負担税率の比較

- 他地域で今後導入される宿泊税と、野沢温泉において考えられる負担額と比較した。



# 県税との整合性

- 村側の課税が150円以上になる場合は県税額は150円固定となり、村側の課税が150円未満になる場合は県税額は300円－村税となる。  
(ただし、最初の3年間は、村側の課税が100円以上になる場合は県税額は100円固定となり、村側の課税が100円未満になる場合は県税額は200円－村税となる。)

| 長野県宿泊税条例の仕組み |          |              |
|--------------|----------|--------------|
| 条件<br>(村税額)  | 県税額      | 合計額<br>(県＋村) |
| 150 円以上      | 150 円固定  | 村税＋150 円     |
| 150 円未満      | 300 円－村税 | 常に300 円      |

## (長野県宿泊税条例)

第5条 宿泊税の税率は、1人1泊につき300円とする。

2 前項の規定にかかわらず、市町村宿泊税・・・を課する市町村（以下この項及び同条において「特定市町村」という。）の区域内に所在する宿泊施設における宿泊に係る宿泊税の税率は、次の各号に掲げる宿泊の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 特定市町村が課する市町村宿泊税の額が、1人1泊につき前項に規定する額に2分の1を乗じて得た額以上である宿泊  
1人1泊につき同項に規定する額に2分の1を乗じて得た額
- (2) 特定市町村が課する市町村宿泊税の額が、1人1泊につき前項に規定する額に2分の1を乗じて得た額未満である宿泊  
1人1泊につき同項に規定する額から、当該特定市町村が当該宿泊に対して課する市町村宿泊税の額を控除して得た額
- (3) 特定市町村の条例の規定の適用（免税点に関する規定が適用され、かつ、免税点に関する規定以外の規定が適用されない場合に限る。）により、特定市町村の市町村宿泊税が課されない宿泊  
1人1泊につき前項に規定する額
- (4) 特定市町村の条例の規定の適用により、特定市町村の市町村宿泊税が課されない宿泊（前号に該当する宿泊を除く。）  
1人1泊につき前項に規定する額に2分の1を乗じて得た額



## 考えられる設計パターンの比較

---

# 野沢温泉村における宿泊税設計パターン（金額はイメージ）

|                              |                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|------------------------------|--------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><b>定額</b><br/>(一律・段階)</p> |                                                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 宿泊税の税率は、宿泊者 1 人 1 泊につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</li> <li>(1) 宿泊料金が20,000円未満である場合200円</li> <li>(2) 宿泊料金が20,000円以上50,000円未満である場合500円</li> <li>(3) 宿泊料金が50,000円以上100,000円未満である場合1,000円</li> <li>(4) 宿泊料金が100,000円以上である場合2,000円</li> </ul>                                                                          |
| <p><b>定率</b></p>             | <p><b>県税上乗せ型</b><br/>村税：3%<br/>→合計3%+100円</p>    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 宿泊税の課税標準は、次の各号に掲げる宿泊料金の計算方法の区分に応じ、当該各号に定める宿泊料金とし、100円未満の端数は切り捨てるものとする。</li> <li>(1) 1人当たりごとに宿泊料金を計算する場合 1の宿泊料金</li> <li>(2) 1部屋当たりごとに宿泊料金を計算する場合 1部屋の宿泊料金</li> <li>(3) 1棟当たりごとに宿泊料金を計算する場合 1の宿泊料金</li> <li>・ 宿泊税の税率は、100分の3とする。</li> </ul>                                                                            |
|                              | <p><b>県税内包型</b><br/>村税：3.5%-100円<br/>→合計3.5%</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 宿泊税の課税標準は、次の各号に掲げる宿泊料金の計算方法の区分に応じ、当該各号に定める宿泊料金とし、100円未満の端数は切り捨てるものとする。</li> <li>(1) 1人当たりごとに宿泊料金を計算する場合 1の宿泊料金</li> <li>(2) 1部屋当たりごとに宿泊料金を計算する場合 1部屋の宿泊料金</li> <li>(3) 1棟当たりごとに宿泊料金を計算する場合 1の宿泊料金</li> <li>・ 宿泊税の税率は、100分の3.5とする。</li> <li>・ 宿泊税の納税義務者の前 2 条の規定を適用した場合における宿泊税の額から、次の金額を控除するものとする。<br/>100円</li> </ul> |

# 野沢温泉村における宿泊税設計パターン

- 総務省との内部協議も踏まえ上で、倶知安町が県税内包型の宿泊税への条例改正を行ったと予想されるため、野沢温泉村においても県税内包型での導入は十分に考えられる。

| 設計パターン |                                                                                                                              | メリット・デメリット                                                                                                                                        |                                                                                                                                                                       |
|--------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|        |                                                                                                                              | メリット                                                                                                                                              | デメリット                                                                                                                                                                 |
| 定率     | 定額<br>(一律・段階)                                                                                                                | 県税との調整が簡易、<br>総務大臣の同意が短期（2～3ヶ月）                                                                                                                   | 宿泊人数と比例してあがる定額は、「量から質へ」という野沢温泉の目指すべき方向性と整合しない。                                                                                                                        |
|        | <div> <div>県税上乘せ型</div> <div>村税：○%<br/>→合計○%+100円</div> </div> <div> <div>県税内包型</div> <div>村税：○%-100円<br/>→合計○%</div> </div> | <div> <div>宿泊費に比例して上がる定率は、「量から質へ」という野沢温泉の目指すべき方向性と親和性が高い。</div> <div>村税の規定の仕方が簡易となる。</div> </div> <div> <div>宿泊客からみて、一定税率となるため分かり易い。</div> </div> | <div> <div>県税との調整がやや難しい、総務大臣の同意が長期にかかる恐れ（4ヶ月以上が想定）</div> <div>宿泊客からみて、定額と定率が混じるため分かりにくい。</div> </div> <div> <div>村税の規定の仕方が複雑となる。<br/>(ただし、北海道・倶知安町で前例あり)</div> </div> |

## 例えば、県税・村税合わせて3.5%/免税点なしの場合

長野県宿泊税条例の仕組み（最初の3年間）

| 条件<br>(村税額) | 県税額        | 合計額<br>(県+村) |
|-------------|------------|--------------|
| 100 円以上     | 100 円固定    | 村税 + 100 円   |
| 100 円未満     | 200 円 - 村税 | 常に200 円      |

県税含め3.5%にしようとした場合（村税率：宿泊料金の3.5%から100円を引いた額）

※3年で税率を見直す想定

